

## 信州そば振興シンポジウム企画運営業務 仕様書

この仕様書は、長野県営業局（以下「委託者」という。）が行う長野県の伝統食であるそばをテーマにしたシンポジウムの業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

長野県は、冷涼な気候と高地の風土を活かしてそばの栽培が盛んであり、また、そば切り発祥の地としても知られている。広い土地ならではの特性もあり、各地にそれぞれのそば文化が古くから根付いている。

信州「そば県」推進協議会と長野県は、長野県 150 周年の節目を契機に信州そば振興シンポジウムの開催を通じて、信州そばのブランド価値向上、地域振興および次世代への継承につなげることを目的として、そば関係者及び広く県民等にそばに関する歴史・文化を再認識してもらうとともに、県内各地のそば文化の体験をしてもらうことにより、信州そばへの関心や認知度を高めることを目的として、本業務を実施する。

### 2 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと

- (1) 長野県財務規則(昭和 39 年長野県規則第 8 号)及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

### 3 委託期間

契約締結日から 令和 8 年 12 月 25 日まで

### 4 業務内容及び実施時期

受託者は、信州そば振興シンポジウム事業に関する企画・広報・運営の一切を行うものとする。

信州そば振興シンポジウムの内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 日 時

令和 8 年 9 月 12 日（土） 10:00～14:00

\*会場の利用時間

9 月 11 日（金） 13:00～17:00

9 月 12 日（土） 9:00～15:00

#### (2) 場 所

安曇野市 サンモリッツ

9 月 11 日（金） 大ホールのみ

9 月 12 日（土） 大ホール、中ホール（実演者控室）、小会議室（2 部屋：講師控室）  
カフェスペース（調理可能）、ロビー等

### (3) テーマ

長野県 150 周年記念

「信州そば」を体感する～「信州そば」のこれまでとこれから～  
～「そばといえば信州」スローガン発信～

### (4) 実施内容

#### 第1部 講演会

##### ○テーマ

信州そばの歴史・文化と、さらなる発展に向けて（仮）

##### ○講師

信州「そば県」推進協議会 アドバイザー 板倉 敏和 氏

#### 第2部 提案事業

○シンポジウムや講演のテーマに沿った内容を提案する。

#### 第3部 そば打ち実演・試食

##### ○実演

・県内の高校等によるそば打ちの実演（複数）

##### ○試食

・新品種の食べ比べ（「信濃1号」と「しなの清流（桔梗13号）」）

そば打ち実演者による提供可

・県内各地域の食べ方(文化)が伝わる提供方法(複数・有料試食可)

※1：会場内の調理場のスペースには限りがある為、専用の調理場の設置やキッチンカー等を利用する。

※2：信州「そば県」推進協議会構成員との打合せを行うこと

#### その他 アンケート調査の実施

##### ○内容

・信州そばへの関心、歴史や文化への理解度の把握、イベントに対する効果・課題及び新品種の評価を把握するためのアンケートを実施すること

・アンケートは集計・分析を行って提出すること

#### カ その他

・展示コーナーを設け、そばの歴史を伝えるコーナーの設置

・キッチンスペースの都合により、実演・試食の提供を時間で区切ることは可能とする。

・その他、イベントの内容に応じ、別途依頼する場合がある。

### (5) 参集範囲

信州「そば」推進協議会会員、そば関連事業者、一般消費者、県・市町村行政機関 等

## (6) 参加費

(4) の内容のうち、実演による振る舞いと、新品種の食べ比べは無料とする。キッチンカーでの提供は、有料とすることも可能とする。

## (7) 参加者数

100 名程度を参加させること。

## (8) 企画・広報・運営

- ・事業企画にあたっては、幅広い年代が参加しやすいこと
- ・イベントが注目を集め、消費者のイベント参加を促すイベントであること
- ・広報（周知方法等）が効果的に行われること
- ・イベントを通じて信州のそばに関心が高まる企画であること
- ・イベントの広報方法・媒体は問わないが、SNS等のデジタル媒体を活用する場合、SNSに詳しくない人に配慮がある内容が望ましい。
- ・イベントの広報等で使用する写真は、長野県営業局から提供したものについても使用の検討を検討すること。
- ・企画にあたっては、講師・実演・販売者等との調整を行うとともに、委託者と事前に内容について打合せをし、承諾を得た上で実施すること。

## 5 委託者への報告

受託者は事業実施計画書（任意様式）を契約日から受託者は事業実施計画書（任意様式）を契約日から 15 日以内に委託者へ提出すること。

## 6 成果品

受託者は、成果品として、次の事項を備えた委託業務完了報告書（任意様式）を受託者は、成果品として、次の事項を備えた委託業務完了報告書（任意様式）を業務業務終了日から 30 日以内に、紙媒体 2 部及び電子媒体により委託者へ提出すること。

### (1) 報告内容

イベントの日程、内容、そば打ち体験内容及び試食数、キッチンカーの内容及び試食・販売数・販売金額、広報した媒体、アンケートの集計結果及び分析結果

### (2) 添付資料

- ・実施状況写真
- ・制作物（印刷物等）
- ・その他イベントで使用したもの

## 7 業務上の留意事項業務上の留意事項

(1) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

- (2) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しない事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。こと。
- (3) 制作物が他社の所有権や著作権を侵すものではないこと。制作物が他社の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として長野県営業局に帰属すること。  
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保する。  
この場合、長野県営業局は、受託者に留保するものとし、当該権利は非独占的権利を非独占的に使用できるものとする。

## 8 個人情報の取得・保護・管理等個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分注意し、流出、損失を生じないこと。(
- (3) 受託者は成果品（業務の遂行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

中小企業への支援

## 9 その他

- (1) 業務の性質上他業者に再委託しなければならない業務及び効果の飛躍的な向上が認められるときは、業務の一部を再委託することができる。  
ただし、その際はあらかじめ委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (3) 委託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない
- (4) 委託料または履行期間を変更する必要があるときは、受託者と委託者の協議の上、書面によりこれを定める。
- (5) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。
- (6) 本業務における成果物の所有権や著作権は、全て委託者に帰属し、委託者は連絡なく加工及び二次利用できるものとする。